

令和6年12月26日

報道機関各位

## 国民健康保険税の滞納処分の誤りについて

財政部収納課

国民健康保険税の滞納額徴収にあたり、同姓同名で生年月日も同一の別人の預金を差押えした事案があったことが判明しましたのでお知らせします。

厳正な事務手続が求められる税務行政において、不適切な処理事案が生じたことにつき、深くお詫びいたします。

**1 概要** 令和6年1月18日及び同年6月18日に、国民健康保険税の滞納者に対し滞納処分を行うため、預金の差押えを行いました。

同年12月24日に、滞納者の状況について再度確認をしたところ、差押えを行った預金の口座は、滞納者と同姓同名で生年月日も同一の別人A様の名義であることが発覚しました。今回の誤りは預金の差押えの際に登録住所の履歴確認が不十分であったことが原因でした。同日、A様に連絡し、誤った差押えを行ったことを伝えるとともに謝罪し、翌25日にA様と面会し改めて謝罪した上で、誤って取立てした額を返金することを説明しました。

**2 再発防止策** 預金の差押えを行う際に、口座登録住所と滞納者の登録住所の履歴が一致するかの確認を徹底するため、ダブルチェックの体制を確立します。今後同様の事案が生じないよう再発防止を図り、適正な税務行政の執行に努めてまいります。

問い合わせ先 収納課 阿久津 TEL0270-27-2725